

条 例

議会の議決を経た「千曲市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和6年3月25日

千曲市長 小川 修一

千曲市条例第12号

千曲市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

千曲市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（平成24年千曲市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第79条第2項第1号」の次に「並びに第115条の22第2項第1号」を加え、「及び指定居宅介護支援事業者」を「、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者」に改める。

第3条第1項中「第79条第2項第1号」の次に「及び第115条の22第2項第1号」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。